

幼児教育・保育の無償化に関するよくあるお問い合わせ

幼児教育・保育の無償化に関するよくあるお問い合わせを掲載します。

Q 1 保育が必要な事由とはどのようなものですか？

A 1 保育が必要な事由とは、保護者が「月60時間以上就労している」「母親が出産の前後である」「病気、けがをしている」「病気や心身に障害がある親族を常時介護している」「求職活動をしている」などです。詳しくは「保育が必要な事由の一覧」をご確認ください。

Q 2 認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業を利用していますが、無償化を受けるために改めて保育の必要性の認定の申請は必要ですか。

A 2 既に認可保育施設を利用している方については、入所申込時に保育の必要性を認定していますので、改めて保育の必要性の認定の申請を行う必要はありません。但し、0歳児から2歳児クラスの児童については、市民税非課税世帯に限り無償化の対象となります。

Q 3 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、新制度移行幼稚園を利用していますが、無償化に関する手続きは必要ですか。

A 3 上記施設をご利用の方については、無償化に関する手続きは必要ありません。但し、認定こども園（幼稚園部分）及び新制度移行幼稚園をご利用の方で、預かり保育の無償化を受ける場合については、保育の必要性が認定された方のみ対象となりますので、施設等利用給付認定（2号又は3号）の申請が必要となります。詳しくは「施設・事業別の制度案内について」をご確認ください。

Q 4 新制度未移行の幼稚園を利用していますが、無償化に関する手続きは必要ですか。

A 4 新制度未移行の幼稚園をご利用の方については、利用料の無償化を受けるために施設等利用給付認定（1号）の申請が必要です。それに加えて、預かり保育の無償化を受ける場合については、施設等利用給付認定（2号又は3号）の申請も必要となります。詳しくは「施設・事業別の制度案内について」をご確認ください。

- Q 5 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用していますが、無償化に関する手続きは必要ですか。
- A 5 保育の必要性が認定された方のみ対象となりますので、施設等利用給付認定（2号又は3号）の申請が必要となります。この認定を受けることで月額37,000円（3歳児から5歳児、0歳児から2歳児の市民税非課税世帯は月額42,000円）まで、施設等利用給付を受けることができます。詳しくは「施設・事業別の制度案内について」の「8 認可外保育施設等」をご確認ください。
- Q 6 保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。
- A 6 認可保育所・認定こども園又は地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。
- Q 7 保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。
- A 7 認可保育所・認定こども園又は地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設等の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。但し、認定こども園（幼稚園部分）の利用者の場合は、預かり保育事業の実施状況により認可外保育施設等も無償化の対象となる可能性があります。
- Q 8 宇治市外の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。
- A 8 保育の必要性の認定を受けた方が、宇治市外の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となります。
- Q 9 宇治市外の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。
- A 9 宇治市外の新制度未移行の幼稚園を利用した場合についても、無償化の対象となります。但し、施設等利用給付認定（1号）の申請が必要となります。

- Q10 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額25,700円より安い場合、差額（例えば利用料が月額20,000円の場合は5,700円）を他のサービスの幼児教育・保育の無償化に利用することはできますか。
- A10 利用料が月額25,700円よりも低い場合でも差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。
- Q11 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額25,700円より高い場合、その差額（例えば利用料が月額30,000円の場合は、4,300円）は自己負担になりますか。
- A11 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額25,700円より高い場合、その差額は自己負担になります。
- Q12 保育の必要性の認定の対象とはならない場合、どのような施設の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。
- A12 保育の必要性の認定の対象とならない場合でも、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の利用料は無償化の対象となります。なお、この場合には預かり保育は無償化の対象となりません。
- Q13 3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。
- A13 幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供については、年度途中で満3歳になっても翌年度の4月からの利用料が無償化され、年度途中で満6歳になってもその年度の3月までの利用料は無償となります。一方で、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用するこどもについては、学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できることとされていることなどから、満3歳になった後に幼稚園に入園した日又は満3歳になった後に教育・保育給付認定（1号）を受けて認定こども園（幼稚園部分）の利用を開始した月から無償化の対象となります。一方、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、市民税非課税世帯を除き満3歳となった翌年度（4月）から無償化の対象となります。

Q14 現行の保育料多子軽減の制度は今後も続きますか。また、多子の算定基準はどうなりますか。

A14 保育料の多子減免については、0歳児から2歳児クラスの保育認定子どもに引き続き適用され、算定基準についても無償化前と変更はありません。

Q15 各施設が徴収している施設管理費、通園送迎費、行事費等の実費費用や給食費などは、無償化の対象になりますか。

A15 各施設が徴収している実費費用等は、無償化の対象とはなりません。

Q16 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業について、無償化の実施に伴い給食費のうち副食費（おかず・おやつ代）の取り扱いはどのようになりますか。

A16 これまで保育料の一部として保護者の方に負担していただいていた副食費について、3歳児から5歳児については無償化の対象となる保育料とは別に実費負担していただくこととなります。但し、所得要件により保育料の負担がなかった世帯については、保護者負担の増加を防ぐための制度を準備する予定です。なお、0歳児から2歳児については引き続き保育料の一部としてお支払いいただくこととなります。

Q17 認可外保育施設について、全ての施設が無償化の対象となるのですか。

A17 原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が対象となりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすまでの期間として、国が5年間の猶予期間を設けており、その期間は無償化の対象とする予定です。